平成１９年第２回常陸太田市議会定例会会議録

目　　次

招集告示……　5
平成１９年第２回常陸太田市議会定例会会期日程……　6

◎第１号　６月８日（金）
○議事日程（第１号）……　7
○本日の会議に付した事件……　7
○出席議員……　8
○説明のため出席した者……　8
○事務局職員出席者……　8
開　　会……　8
開　　議……　9
○会議録署名議員の指名……　9
○諸般の報告……　9
○日程第　１　会期の決定……　１１
○日程第　２　報告第１号ないし報告第１０号（一括上程）……　１１
報告案件説明……　１１
質　　疑　２６番　宇野　隆子君……　１６
討　　論　２６番　宇野　隆子君……　１８
採　　決……　１９
○日程第　３　議案第４１号ないし議案第４６号（一括上程）……　２０
提案理由説明……　２０
質　　疑　　８番　成井小太郎君……　２３
７番　平山　晶邦君……　２５
２２番　立原　正一君……　２９
２０番　小林　英機君……　３３
２６番　宇野　隆子君……　３５
散　　会……　３８

◎第２号　６月１１日（月）
○議事日程（第２号）……　３９
○本日の会議に付した事件……　３９
○出席議員……　３９
○説明のため出席した者……　３９

○事務局職員出席者……　４０
開　　議……　４０
○諸般の報告……　４０
○日程第　１　一般質問　１３番　関　　英喜君……　４０
２５番　生田目久夫君……　４６
２２番　立原　正一君……　５６
１７番　川又　照雄君……　７４
３番　鈴木　二郎君……　８０
１番　木村　郁郎君……　８８
２番　深谷　　渉君……　９３
散　　会……１０３

◎第３号　６月１２日（火）
○議事日程（第３号）……１０５
○本日の会議に付した事件……１０５
○出席議員……１０５
○説明のため出席した者……１０５
○事務局職員出席者……１０６
開　　議……１０６
○日程第　１　一般質問　１２番　菊池　伸也君……１０６
７番　平山　晶邦君……１１３
５番　益子　慎哉君……１１９
６番　深谷　秀峰君……１２８
２６番　宇野　隆子君……１３６
散　　会……１５２

◎第４号　６月１８日（月）
○議事日程（第４号）……１５３
○本日の会議に付した事件……１５３
○出席議員……１５３
○説明のため出席した者……１５４
○事務局職員出席者……１５４
開　　議……１５４
○動議の提出……１５４
○日程第　１　委員長報告　議案第４１ないし議案第４６号，請願第１号
総務委員長　　黒沢　義久君……１５５

文教民生委員長　関　英喜君……１５５
建設委員長　沢畠　亮君……１５５
質　疑　７番　平山　晶邦君……１５６
討　論　１４番　片野　宗隆君……１５７
２６番　宇野　隆子君……１５８
採　決……１５９
○日程第　２　議案第４７号……１６０
提案理由説明……１６０
採　決……１６０
○日程第　３　議員提案第３号……１６０
提案理由説明……１６１
採　決……１６２
○日程第　４　茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙……１６２
○追 加 日 程　議員提案第４号……１６４
提案理由説明……１６４
採　決……１６６
閉　会……１６７

資　　料

議案等委員会付託表……１６９
一般質問発言通告者及び発言要旨……１７０
総務委員会審査報告書……１７３
文教民生委員会審査報告書……１７４
建設委員会審査報告書……１７５
医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書……１７６

常陸太田市告示第７３号

平成１９年第２回常陸太田市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成１９年６月１日

常陸太田市長　　大　久　保　太　一

1．期　　日　　平成１９年６月８日

2．場　　所　　常陸太田市議会議場

平成１９年第２回常陸太田市議会定例会会期日程

平成１９年６月８日

月　　日	曜	会議別	主な内容
６月　８日	金	本会議	１．開　　会　　２．会期の決定 ３．報告案件説明（採決）・議案説明 ４．議案質疑　　５．委員会付託
６月　９日	土	休　　会	
６月１０日	日	休　　会	
６月１１日	月	本会議	１．一般質問
６月１２日	火	本会議	１．一般質問
６月１３日	水	委員会	１．総務委員会　　２．文教民生委員会
６月１４日	木	委員会	１．産業水道委員会　２．建設委員会
６月１５日	金	休　　会	
６月１６日	土	休　　会	
６月１７日	日	休　　会	
６月１８日	月	本会議	１．委員長報告（質疑・討論・採決） ２．閉　　会

平成１９年第２回常陸太田市議会定例会会議録

平成１９年６月８日（金）

議　事　日　程（第１号）

平成１９年６月８日午前１０時開議

日程第　１　会期の決定

日程第　２　報告第　１　号　専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）

報告第　２　号　専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第　３　号　専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第　４　号　専決処分の承認を求めることについて（平成１８年度常陸太田市一般会計補正予算（第８号））

報告第　５　号　専決処分の承認を求めることについて（平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第５号））

報告第　６　号　平成１８年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第　７　号　平成１８年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第　８　号　平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第　９　号　平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第１０号　平成１８年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第　３　議案第４１号　常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第４２号　字の区域の変更について

議案第４３号　常陸太田市道路線の変更について

議案第４４号　常陸太田市道路線の認定について

議案第４５号　常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約について

議案第４６号　損害賠償の訴えの提起について

本日の会議に付した事件

日程第　１　会期の決定
日程第　２　報告第１号ないし報告第１０号（一括上程・報告案件説明・質疑・討論・採決）
日程第　３　議案第４１号ないし議案第４６号（一括上程・提案理由説明・質疑）

出席議員

議　長	高木　将君	副議長	梶山昭一君
１番	木村郁郎君	２番	深谷　渉君
３番	鈴木二郎君	４番	荒井康夫君
５番	益子慎哉君	６番	深谷秀峰君
７番	平山晶邦君	８番	成井小太郎君
９番	福地正文君	１０番	高星勝幸君
１１番	茅根　猛君	１２番	菊池伸也君
１３番	関　英喜君	１４番	片野宗隆君
１５番	平山　伝君	１６番	山口恒男君
１７番	川又照雄君	１８番	後藤　守君
１９番	黒沢義久君	２０番	小林英機君
２１番	沢畠　亮君	２２番	立原正一君
２５番	生田目久夫君	２６番	宇野隆子君

説明のため出席した者

市　長	大久保太一君	副市長	梅原　勤君
教育長	小林啓徳君	総務部長	川又善行君
政策企画部長	江幡　治君	市民生活部長	綿引　優君
保健福祉部長	増子　修君	産業部長	小林　平君
建設部長	川又和彦君	会計管理者	大森茂樹君
水道部長	西野　勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	高橋正美君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	岡本一美君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	大谷利行	副参事兼総務係長	吉成賢一
次長兼議事係長	菊池　武		

午前１０時開会

○議長（高木将君）　ご報告いたします。

ただいま出席議員は２６名であります。よって，定足数に達しております。

これより平成１９年第２回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――

会議録署名議員の指名

○議長（高木将君）　会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には，会議規則第８１条の規定により

５番　益子慎哉君　　１８番　後藤守君

の両君を指名いたします。

―――――――――――――――――――――――――

諸般の報告

○議長（高木将君）　諸般の報告を行います。

最初に，議長会の経過についてご報告いたします。

去る５月２４日，常陸大宮市において県北鹿行市議会議長会が，５月２９日，水戸市において茨城県市議会議長会がそれぞれ開催されました。会議内容については，お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に，監査委員から，平成１９年３月，４月及び５月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので，ご報告いたします。

次に，地方自治法第２４３条の３第２項の規定により，財団法人里美ふるさと振興公社の経営状況を説明する書類，株式会社水府振興公社の経営状況を説明する書類，有限会社バイオマスリサイクルセンターの経営状況を説明する書類が，お手元に配付いたしてありますとおり提出されておりますので，ご報告いたします。

次に，国民保護法第３５条第６項の規定により，常陸太田市国民保護計画がお手元に配付されておりますので，ご報告いたします。

次に，地方自治法第１２１条の規定により，提出案件説明のため，次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市長	大久保太一君	副市長	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	総務部長	川又善行君
政策企画部長	江幡治君	市民生活部長	綿引優君
保健福祉部長	増子修君	産業部長	小林平君
建設部長	川又和彦君	会計管理者	大森茂樹君
水道部長	西野勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	根本洋治君	福祉事務所長	高橋正美君
秘書課長	山崎修一君	総務課長	岡本一美君
監査委員	檜山直弘君		

以上，１７名であります。

以上で諸般の報告を終わります。

この際，市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長　大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君）　平成１９年第２回市議会定例会の開会に当たりまして，一言ごあいさつを申し上げます。

本日，第２回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様方におかれましては，ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。日ごろから，市政の進展とその円滑な運営のために格別なるご高配をいただき，この機会に改めまして心から感謝と御礼を申し上げます。

さて，景気につきましては，上場企業の３月期決算で，デフレからの脱却や円安で輸出が好調なことなどから，経常利益は7.４％増の増益と，５年連続で増収増益となっており，４月の完全失業率も3.８％と，９年１カ月ぶりに４％台を割り込みました。原油価格の動向が影響されますが，今後も景気回復が続くものと見込まれております。

しかしながら，地方自治体におきましては，この景気の回復の実感を伴わないところでございます。一方，政府の地方分権改革推進委員会におきましては，地方分権改革の目指すべき方向性といたしまして，自己決定・自己責任・自己負担によります，地方が主役の時代を掲げまして，国と地方の役割分担等の徹底した見直しや，国から地方への税源移譲の推進など，地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方を決定されたところでございます。地方自治体におきましては，地域間の財政力格差の縮小と，分権型社会にふさわしい権限移譲，財源移譲など，今後，地方の意見が十分審議に反映されますように要請をしているところでございます。

また，個人住民税の一部を出身地などに納められるふるさと納税につきまして，総務省は研究会を発足いたしまして，ふるさと納税制度創設に向けた具体的検討を始めました。地域活性化や地域間格差の解消の一助になるものと期待する次第でございます。

次に，本市におけます事務事業等の改善の一端を申し述べたいと思います。より利用しやすい市役所を目指しまして，６月から，毎週水曜日の本庁窓口業務の延長を実施いたしますとともに，市民のまちづくりへの理解や関心を深め，市民と行政が一体となって元気に暮らせるまちづくりを推進いたしますために，７月より，常陸太田市まちづくり出前講座を実施いたすことといたしました。また，国民健康保険事業につきましては，患者さんの薬代負担の軽減を図るとともに，増嵩する医療費の低減を図りますために，新たにジェネリック医薬品利用の推進に取り組むことといたしました。引き続き，市政において事務事業の見直しを推進しますとともに，常陸太田市第５次総合計画に基づきまして，市民の皆様が住んでいてよかったと心から思えるまち，快適空間の実現を目指し，諸施策を進めてまいる所存でございます。

本日提案いたします案件につきましては，専決処分の承認を求めることについて５件，予算の繰越明許費に関する報告５件，条例の一部改正１件，字の区域変更１件，市道路線の変更と認定各１件，工事請負契約１件，損害賠償の訴えの提起について１件，合計１６件でございます。

なお，今会期中に人事案件１件を追加提案する予定であります。あらかじめご承知いただきたいと思います。

各議案の提案理由につきましては，議題となりましたときに，副市長よりそれぞれご説明いたします。各議案とも慎重にご審議をいただきまして，原案のとおり承認，可決，同意を賜りますようにお願いを申し上げまして，招集のあいさつといたします。

―――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　本日の議事日程は，お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

―――――――――――――――――――――――

日程第１　会期の決定

○議長（高木将君）　日程第１，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は，お手元に配付いたしました会期予定表のとおり，本日から６月１８日までの１１日間といたしたいと思いますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君）　ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日から６月１８日まで１１日間と決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――

日程第２　報告第１号ないし報告第１０号

○議長（高木将君）　次，日程第２，報告第１号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例），報告第２号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例），報告第３号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例），報告第４号専決処分の承認を求めることについて（平成１８年度常陸太田市一般会計補正予算（第８号）），報告第５号専決処分の承認を求めることについて（平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第５号）），報告第６号平成１８年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第７号平成１８年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第８号平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第９号平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，報告第１０号平成１８年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，以上１０件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔副市長　梅原勤君登壇〕

○副市長（梅原勤君）　提案者にかわりまして，ご説明いたします。

議案書１ページをお開きいただきます。報告第１号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第１７９条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成１９年６月８日報告，市長名でございます。

２ページに専決処分書の写しがございます。地方税法の改正に伴い，平成１９年４月１日から

下記の条例を施行する必要があるため，議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，下記の条例を次のとおり専決処分する。記，常陸太田市市税条例の一部を改正する条例。平成１９年３月３０日，市長名でございます。

具体的内容につきましては，新旧対照表でご説明をさせていただきます。７ページをお開きいただきます。第９条の市民税の納税義務者等でございますけれども，今回の市民税の改正は，平成１８年１２月に信託法が改正されたことに伴いまして，信託の引き受けを行う者を法人税と同様に法人市民税においても課税対象とする改正でありまして，第１項で，法人課税信託の引き受けを行う個人に法人税割を課税することとし，５号で，納税義務者を市内に事務所または事業所を有する者と定め，さらに第４項で，個人であっても法人課税信託の引き受けを行う者は法人とみなすという改正でございます。

８ページの第１３条，均等割の税率第２項の表中の法律番号の削除ですが，ただいまご説明申し上げました第９条で規定したことによるものでございます。

９ページ，第７２条たばこ税の税率ですが，地方税法附則の改正によりまして，特例税率として昨年７月から値上げとなっているところでございますが，今回の地方税法の本則税率に移行するための条文の整理による改正でございます。

第１０３条，特別土地保有税の納税義務者等ですが，本条で引用する地方税法施行令の条項が移動したことによる改正でございます。

続いて，１０ページの附則の改正でございますが，新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で，１１ページにございますが，第６項として，高齢者等居住改修住宅に一定のバリアフリー改修を実施した家屋に対し，翌年度の固定資産税を，１００平方メートルを限度として３分の１を減額する措置が創設されました。要件といたしましては，平成１９年４月１日から平成２２年３月３１日までに補助金を除く自己負担が３０万円以上の改修工事が行われた住宅，それから，６５歳以上の者，要介護または要支援認定を受けている者及び障害者が居住していることとなっております。また，改修後３カ月以内に関係書類を添付して申告することとなっております。

次に，１２ページの第９条の３でございますが，平成１９年度または平成２０年度における鉄軌道用地の価格の特例でして，駅ビル等店舗が駅舎に入居している場合の評価額について，宅地に準ずる課税とするために，評価替えを待たずに据え置き年度である平成１９年度または２０年度から適用するための特例措置でございます。

１４条の２，たばこ税の税率の特例ですが，先ほど第７２条で説明しましたが，これを本則課税に移行するための条文の整理でございます。

１３ページの第１５条の２，優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例については，３項で引用する法の条文，３６条の２でございますが，移動したことに伴う改正でございます。

１３ページ下から１４ページにかけてでございますが，１６条の３，特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例については，本条で引用する法律名称が改正さ

れたことに伴う改正でございます。

同ページの１６条の４，上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例につきましては，軽減税率の適用期間を１年間延長する改正でございます。

同ページ下段から１５ページにかけての１６条の７でございます。特定中小会社が発行する株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例について，特例の対象となる特定株式，ベンチャー企業発行株の所得期間を２年間延長する改正でございます。

１５ページ下段でございますが，１６条の１０，条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例につきましては，軽減税率の適用期間を１年間延長する改正です。

１６ページの１６条の１１，保険料に係る個人の市民税の課税の特例について，租税条約の規定に基づき居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合，社会保険料控除の対象とするものです。また，２項には，控除対象の範囲を定めてございます。

５ページに戻っていただきまして，附則がございます。この附則の中で，第１条が施行期日で平成１９年４月１日からですが，１号から３号につきましてはそれぞれの法律改正の日となっております。第２条が市民税に関する経過措置で，新たに適用する社会保険料については，平成１９年４月１日以後に支払ったものとするものでございます。第３条が，固定資産税に関する経過措置でございますが，１９年度以降の分について適用し，それ以前の１８年度は，従前の例による固定資産税の指定を適用するという経過措置でございます。

次に，１８ページをお開きいただきます。報告第２号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第１７９条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成１９年６月８日報告，市長名でございます。

次のページに専決処分書の写しがございます。地方税法の改正に伴い，平成１９年４月１日から下記の条例を施行する必要があるため，議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，下記の条例を次のとおり専決処分する。記，常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例。平成１９年３月３０日，市長名でございます。

内容につきまして，２１ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。まず第１条による改正でございますが，第２条第２項の納税義務者等でございますが，本条で引用する地方税法の条項が特例措置を廃止したことによりまして……，３２項でございますが，特例措置を廃止したことによりまして移動したことに伴う改正でございます。

附則の１２でございますが，これについても地方税の税法の条項が移動したことに伴う条項整理の改正でございます。

次に，第２条による改正でございますけれども，第２項及び附則とも，日本郵政公社の分割民営化に伴いまして，分割した会社に対して新たに課税標準の特例措置を設けたことによる地方税法の条項の移動に伴う改正でございます。

２０ページにお戻りいただきまして，附則がございます。この条例中，第１条は平成１９年４月１日から施行する。第２条は平成１９年１０月１日から施行する。経過措置としまして，この条例の規定は，平成１９年度以後の分について適用し，それ以前の１８年度は従前の例によると

するものでございます。

次に，２３ページをお開きいただきます。報告第３号専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第１７９条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成１９年６月８日報告，市長名でございます。

次のページに写しがございます。専決処分書，地方税法施行令の改正に伴い，平成１９年４月１日から下記の条例を施行する必要があるため,議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，下記の条例を次のとおり専決処分する。記，常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例，平成１９年３月３０日，市長名でございます。

具体的内容について，２６ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。条例中課税額でございますが，第２条第２項の課税限度額５３万円を５６万円とするものでございます。

次に，２７ページをお開きいただきます。報告第４号でございます。専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第１７９条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成１９年６月８日報告，市長名でございます。

２８ページに専決処分書の写しがございます。専決処分書，特別交付税の確定及び市債の変更等に係る予算措置について，議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，下記の予算を次のとおり専決処分する。記，平成１８年度常陸太田市一般会計補正予算（第８号)。平成１９年３月３０日，市長名でございます。

３０ページをお開きいただきたいと思います。１８年度常陸太田市一般会計補正予算（第８号）でございます。平成１８年度常陸太田市の一般会計補正予算（第８号）は，次に定めるところによる。第１条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５５万円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３５億5,９９１万円とする。第２条地方債の変更は，第２表地方債補正による。平成１９年３月３０日専決，市長名でございます。

事項別明細によりご説明をさせていただきます。

３７ページをお開きいただきます。歳入でございます。第２款地方譲与税から第１１款交通安全対策特別交付金までの補正は，それぞれの３月期の交付額の確定によるものでございます。

３８ページ，第１６款財産収入につきましては，基金の預金利子が確定したことによるもの，それから１７款寄附金につきましては，社会福祉事業関係寄附の受け入れによるものでございます。

３９ページの第１８款繰入金でございますが，各種交付金・交付税等の増額により財源が確保できたことから，基金繰入金を減額するものでございます。

第２０款諸収入につきましては，消防団員の退職者増に対する退職報償金の受入金でございます。

第２１款の市債につきましては，事業費の確定により市債を減額するものでございます。

４０ページから４１ページの歳出でございますが，歳入予算で計上した利子や寄附金を基金へ積み立てるもの，起債対象事業費の確定に伴い道路橋りょう費を減額するもの，消防団員，学校

医の退職により報償費がふえたことによるものでございます。

３４ページに戻っていただきまして，第２表地方債の補正でございます。先ほど申し上げましたように，事業費の確定に伴い，市債をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして，４３ページをお開きいただきます。報告第５号，専決処分の承認を求めることについて，地方自治法第１７９条第１項の規定により，別紙のとおり専決処分をしたので，同条第３項の規定によりこれを報告し，承認を求める。平成１９年６月８日報告，市長名でございます。

４４ページ，次ページでございますが，専決処分書の写しがございます。市債の変更に係る予算措置について，議会を招集する時間的余裕がないと認めるので，地方自治法第１７９条第１項の規定により，下記の予算を次のとおり専決処分する。記，平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第５号），平成１９年３月３０日，市長名でございます。

４６ページをお開きいただきます。平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第５号）でございます。平成１８年度常陸太田市の下水道事業特別会計補正予算（第５号）は，次に定めるところによる。第１条，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６００万円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億3,６７６万7,０００円とする。第２条地方債の変更は，第２表地方債補正による。平成１９年３月３０日専決，市長名でございます。

５２ページをお開きいただきます。事項別明細によりご説明申し上げます。

歳入でございますが，特定環境保全公共下水道汚水管渠整備工事費の減による市債の変更でございます。

５３ページの歳出でございますが，１５節工事請負費を減額するものでございます。

次に，５５ページをお開きいただきます。報告第６号でございます。平成１８年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について，平成１８年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき，次のとおり報告する。

５６ページに繰越計算書がございます。各事業それぞれに，国が平成１８年度に補正予算を計上しましたところ，翌年度繰り越しになりましたことや，補償交渉に不測の時間を要しましたことなどによりまして，さきの３月定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして，民生費２件，農林水産業費１件，土木費２件，消防費１件，計６件で１億8,１８６万2,２６３円を繰り越すものでございます。平成１９年６月８日提出，市長名でございます。

続きまして，５７ページをお開きいただきます。報告第７号でございます。平成１８年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，平成１８年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき，次のとおり報告いたします。

５８ページに繰越計算書がございます。平成２０年度から後期高齢者医療制度が始まるのに伴いまして，国保システムを改修する必要がございますが，そのための費用を国が平成１８年度に補正予算計上しましたところ，翌年度に繰り越しとなりましたため，当市におきましても，高齢者医療制度関連システム改修事業として３１５万円を繰り越すものでございます。平成１９年６

月８日提出，市長名でございます。

続きまして，５９ページをお開きいただきます。報告第８号でございます。平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき，次のとおり報告する。

６０ページをお開きいただきます。繰越計算書でございますが，茨城県が施行する流域下水道建設事業を繰り越したことにより，本市に係る那珂久慈流域下水道建設工事費負担金1,０８６万8,０００円を繰り越すものでございます。

続きまして，６１ページをお開きいただきます。報告第９号平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，平成１８年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき，次のとおり報告する。

６２ページに繰越計算書でございます。茨城県が施行する農道整備事業，大中地区でございますが，橋りょう工事を繰り越したことにより，その橋りょうに添架する大中地区の水管橋布設がえ事業費７８７万5,０００円を繰り越すものでございます。

次に，６３ページをお開きいただきます。報告第１０号でございます。平成１８年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について，平成１８年度常陸太田市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越したので，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定に基づき，次のとおり報告する。

６４ページに繰越計算書がございます。県が国道４６１号線改良工事を繰り越したことに伴い，上高倉地区，配水管布設がえ事業1,２８３万3,０００円を繰り越したものでございます。平成１９年６月８日提出，市長名でございます。

以上です。

○議長（高木将君）　副市長，最後の数字が，1,２８３万3,０００円とおっしゃったので，８７万……。

○副市長（梅原勤君）　失礼しました。最後の数字でございます。1,２８７万3,０００円でございます。訂正をさせていただきます。

―――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので，発言を許します。２６番宇野隆子君の発言を許します。

〔２６番　宇野隆子君登壇〕

○２６番（宇野隆子君）　日本共産党の宇野隆子です。ただいま専決処分，あるいは繰越明許費等々，報告１０号までご説明がありましたけれども，その中で私は，専決処分の承認を求める報告第３号常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，１件のみ質疑を行います。

２６ページになりますけれども，この中に，当該概算額が５６万円を超える場合においては，基礎課税額は５６万円とするということに改正されるわけです。いわゆる最高限度額が大幅に引き上げられ，現行５３万円から３万円引き上げる，５６万円となる改正です。新たに増税の対象となる世帯数について伺いたいと思います。その際私は，３区分に分けて，１つは１００円から１万円までの世帯数，２つ目は１万１００円から２万円まで，３つ目に２万１００円から３万円までのそれぞれの世帯数について伺いたい。それとあわせて，加入世帯数のそれぞれが何％に該当するのか伺いたいと思います。

それから，加入世帯数全体ではこの３万円の引き上げは何％に当たるのか，伺いたいと思います。

そして，試算をするとおおよそこの増税額がどのぐらいになるのか，この点についても伺いたいと思います。

１回目の質疑は以上です。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長　増子修君登壇〕

○保健福祉部長（増子修君）　ご質問の報告第３号についてお答えをいたします。

報告第３号につきましては，平成１９年３月３０日に公布されました地方税法施行令の一部を改正する政令に基づきまして改正されたものでございます。基礎課税額の限度額の変更につきましては，平成９年以来となります。この限度額につきましては，地方税法において，納税義務者間の負担均衡を考慮し設定しているものでございまして，本市国民健康保険税条例につきましても改正をしたものでございます。

この改正によります被保険者の方への影響でございますが，平成１８年７月の保険税本算定時におきまして，限度額５３万円に達しました国保加入世帯は，１万2,２１７世帯中３１４世帯でございます。全体に占める割合につきましては2.５７％でございます。この世帯の方々が１００円から最大３万円ふえることが考えられます。

なお，保険税額全体の伸びとしましては，８９１万5,４００円でございます。内訳といたしまして，増額の金額が１００円から１万円の世帯が１３世帯でございまして，全体の 0.１１％で，トータル年額が７万2,４００円でございます。これが増額になるということです。それから，１万１００円から２万円の世帯が１６世帯でございまして，全体の0.１３％でございまして，年額で２９万3,０００円の増額となります。それから，２万１００円から３万円までの世帯が２８５世帯となりまして，全体の2.３３％でございます。トータル年額が８５５万円の増額となるところでございます。

以上でございます。

○議長（高木将君）　２６番宇野隆子君。

〔２６番　宇野隆子君登壇〕

○２６番（宇野隆子君）　２回目の質疑を行います。この５３万から５６万への税制改正ですけれども，これは前回が，先ほどお話がありましたように平成９年に当たると思いますけれども，

１０年前ということですね。平成９年でいいんですね。今，本当に国保税が高いという中で，本当に支払い能力の限界を超えているという中での最高限度額の引き上げは，この対象となる，今説明がありました３１４世帯，2.５７％，これらの方にとりましては最高３万円も上がるということ，これは大変な増税だと私は思います。

しかしながら，例えばこの議案が，この報告がもう既に国の中等では決まっているわけですけれども，増税額が８９１万ということですけれども，その一部を，例えばこれまで行っているような人間ドック，あるいは脳ドック等々の保健事業の拡充のために充ててもいいのではないかと思いますけれども，これらの８９０万からの増税分についての使途についての見解を伺いたいと思います。

以上で２回目の質疑を終わります。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長　増子修君登壇〕

○保健福祉部長（増子修君）　ただいま２回目の質問をいただきました。国保税につきましては，ここ数年間医療費が非常に伸びておりまして，当然，増税という形は，支払う方としましては低額がよろしいわけでございますが，いずれにしましても，地方税の政令の改正に伴う改正でございまして，国と歩調を合わせてやっていくということでございまして，国保税，国民皆保険という中で，だれもで納めてだれもで助け合うということでございますので，ぜひ趣旨をご理解いただきまして，国保事業につきましてのご理解をよろしくお願いしたいと思います。

使途の見解につきましては，この上がった分を別にこれに使うということじゃなくて，先ほど言いましたように，全体の医療費が増加しておりますので，そういう中で対応してまいるところでございます。

以上です。

○議長（高木将君）　よろしいですね。

以上で質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　これより討論を行います。

報告第１号，報告第２号，報告第３号，以上３件について討論の通告がありますので，発言を許します。２６番宇野隆子君。

〔２６番　宇野隆子君登壇〕

○２６番（宇野隆子君）　日本共産党の宇野隆子です。私は，専決処分の承認を求める報告第１号常陸太田市市税条例の一部を改正する条例，報告第２号，報告第３号の３件について，反対の立場から討論を行います。

報告第１号及び第２号についてですが，２００７年の地方税制改正は，１つとして，上場株式等の配当，譲渡益課税に対する優遇措置，いわゆる軽減税率ですけれども，これが延長されることになります。これは，住民税に関係してまいります。

昨年の政府税調答申では,次のように言っております。現在の経済状況は改善しているとして，

期限到来に伴い廃止とされてきたものです。こうした証券優遇税制は，実際には一握りの富裕層に減税の恩恵が集中すると，金持ち減税になっており，撤廃すべきだと私は思います。

また，新しい信託法制定に伴う受託者課税などの整備がされましたが，こうした信託税制の改正は，信託法の改正に伴う当然の措置と言えますけれども，今後，税金逃れなど不当な事例が発生しないのか，注視していかなければならないと思います。

固定資産税について，先ほどの説明では，郵政公社の分割民営化による特例措置であるというような話がありましたけれども，それについても１つ問題があると思います。

また，現行評価制度が維持されますけれども，この減価償却制度の見直しによって，法人税が減収になると見積もられております。その影響が法人事業税や法人住民税にはね返り，地方税としては減収が見込まれることになるのではないかと思いますので，認められません。

今回の地方税法改正の目玉とも言われております住宅バリアフリー改修の固定資産税特例措置についての創設があります。この制度については，賃貸住宅が除かれておりまして，また，期間も３年間と限定されておりますけれども，改修費用の負担の軽減に役立ちますので，この点については評価できます。

しかし，いずれにいたしましても，今回の税制改正は，定率減税の全廃による国民の負担増には何の対策もとらず，その一方で，バブル期以上の利益を上げている大企業を優遇する逆立ち税制を進めるものです。以上の点を踏まえて反対といたします。

報告第３号についてですけれども，現在，国保税は住民の負担能力を超えるような水準になっております。今回の３万円の引き上げは，平成９年度の４万円引き上げ以来の高い引き上げ額となっており，賛成できません。支払い能力に見合ったものに抜本的に改めていかなければならないと思います。

以上，報告３件についての討論を行いまして，私の反対討論を終わります。

○議長（高木将君）　以上で討論を終結いたします。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　採決いたします。

報告第１号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例の一部を改正する条例）については，原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君）　起立多数であります。よって，報告第１号については原案承認することに決しました。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　採決いたします。

報告第２号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）については，原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君）　起立多数であります。よって，報告第２号については原案承認することに

決しました。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　採決いたします。

報告第３号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については，原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高木将君）　起立多数であります。よって，報告第３号については原案承認することに決しました。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　お諮りいたします。

報告第４号専決処分の承認を求めることについて（平成１８年度常陸太田市一般会計補正予算（第８号)），報告第５号専決処分の承認を求めることについて（平成１８年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第５号)），以上２件については，原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高木将君）　ご異議なしと認めます。よって，報告第４号，報告第５号，以上２件については原案承認することに決しました。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　次に，報告第６号から報告第１０号までの５件については，地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告事項となっておりますので，報告をもって終了といたします。

―――――――――――――――――――――――――

日程第３　議案第４１号ないし議案第４６号

○議長（高木将君）　次，日程第３，議案第４１号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，議案第４２号字の区域の変更について，議案第４３号常陸太田市道路線の変更について，議案第４４号常陸太田市道路線の認定について，議案第４５号常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約について，議案第４６号損害賠償の訴えの提起について，以上６件を一括議題といたします。

議案の説明を求めます。副市長。

〔副市長　梅原勤君登壇〕

○副市長（梅原勤君）　議案第４１号でございます。議案書６５ページをお開きいただきます。常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成１９年６月８日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が平成１９年３月３１日に公布され，同日から施行されたことに伴い，本条例の一部改正を

行うものであります。

６７ページの新旧対照表で内容についてご説明をさせていただきます。選挙長，選挙立会人，開票管理者，開票立会人等の報酬について，一律１００円を減額するものであります。なお，投票所の投票立会人，期日前投票所の投票立会人で短時間従事の場合の報酬については，５０円の減額となっております。

附則で，この条例は公布の日から施行することとしております。

次, 議案第４２号でございます。６８ページをお開きいただきます。字の区域の変更について，地方自治法第２６０条第１項の規定により，本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。平成１９年６月８日提出，市長名でございます。

提案理由でございます。広域営農団地農道整備事業に伴い，国有地の一部を字の区域に編入するため，字の区域を変更するものであります。変更箇所は，６９ページから７０ページの変更調書に記載してございますが，西河内下町，上大門町地内の広域農道計画路線となる国有地で，それぞれの字の区域に編入される国有地１５カ所であります。また，７２ページから７６ページには，変更区域の図がございます。さらに７１ページには，変更の手続に必要な決定書及び理由書を添付しております。

続きまして，議案第４３号，７７ページをお開きいただきます。常陸太田市道路線の変更についてでございます。常陸太田市道路線を変更したいので，道路法第１０条第３項の規定により，次のとおり議会の承認を求める。平成１９年６月８日提出，市長名でございます。

提案理由でございますが，県が整備を進めております木島橋へのアクセス道路となります粟原小島線の終点を，県道常陸那珂港山方線との接続部まで延伸するため，市道路線を変更するものでございます。７８ページの表中には，変更となります路線の終点，幅員及び延長を記載してございます。７９ページには位置図でございます。８０ページには路線の変更図を添付してございます。

議案第４４号，８１ページをお開きいただきます。常陸太田市道路線の認定について，常陸太田市道路線を認定したいので，道路法第８条第２項の規定により，次のとおり議会の議決を求める。平成１９年６月８日提出，市長名でございます。

提案理由でございます。議案第４３号により提案してございます粟原小島線の路線変更に伴いまして，従前，粟原沼を横断していました約２４８メートル区間を，新たに市道路線に認定するものでございます。８２ページには，新たに市道路線として認定する道路の概要，８３ページには位置図，８４ページには道路認定図を添付してございます。

議案第４５号，８５ページをお開きいただきます。常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約について，平成１９年５月２２日に指名競争入札に付した常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事について，下記のとおり請負契約を締結するため，地方自治法第９６条第１項第５号の規定に基づき，議会の議決を求める。記，１，契約の目的，常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事。２，契約の方法，指名競争入札による契約。３，契約の金額，１億8,９００万円。４，契約の相手方，東京都千代田区神田須田町１丁目２４番地，丸茂電機株式会社代表

取締役丸茂正俊。平成１９年６月８日提出，常陸太田市長名でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。場所は，常陸太田市民交流センターの大ホール及び多目的ホールでございます。工事内容につきましては，大ホール及び多目的ホールの舞台照明について，舞台及び客席の調光制御を行う装置及び機器の改修，それから，コンセント基準改正による改修，舞台照明用移動器具，機材の更新，さらに，大ホールの照明機材に対応するための電源及び分電盤設置の工事でございます。８７ページに平面図，８８ページには断面図を付してございます。

議案第４６号，８９ページをお開きいただきます。損害賠償の訴えの提起について，次のとおり損害賠償の訴えを提起したいので，地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により，議会の議決を求める。記，１，当事者，原告となるべき者，常陸太田市，被告となるべき者，株式会社井坂組，有限会社飛田組，有限会社黒澤組，有限会社世紀開発，ストウ工業株式会社，有限会社岡崎建設，有限会社海老金工務店，珂北開発株式会社，株式会社鴨志田造園建設，有限会社大串工務店，有限会社栗原開発。２，提起の要旨でございます。旧金砂郷町が平成１５年７月１４日に実施した５本の建設工事の入札において，上記１１社の被告となるべき者（以下「被告となるべき者」という。）は，談合により不当に競争を制限し，公正な価格の形成を妨げた。これに伴い本市は，当該談合がなければ形成されたであろう契約金額と実際の契約金額との差額相当額の損害に係る賠償を請求したが，被告となるべき者はこれに応じないため，被告となるべき者に対して損害賠償の訴えを提起する。３，本件に関する取り扱い，本件の訴訟は弁護士に委任する。平成１９年６月８日提出，常陸太田市長名でございます。

次ページに損害賠償の訴えの提起概要がありますので，ごらんいただきたいと思います。旧金砂郷町が平成１５年に行いました指名競争入札に関しまして，平成１８年に競売入札妨害罪で罰金刑を含む刑が確定いたしました。これにより，本市は本件入札において談合の存在を認めたところです。本市は，平成１９年３月３０日，当該談合がなければ形成されたであろう契約金額と実際の契約金額との差額1,８２３万3,２５０円及び年５分の割合による遅延損害金を,解散した１社を除く１２社に対し，連帯して４月２６日までに支払うよう請求しました。被告となるべき者はこれに応じないため，損害賠償の訴えを提起するものでございます。

なお，破産会社常北土建株式会社につきましては，現在，破産手続開始決定を受けておりまして損害賠償の訴えができないため，今回の対象からは除いておりますが，本市が提出している破産債権が認められない場合は，破産法の規定により訴訟を行う予定であります。

以上でございます。

○議長（高木将君）　副市長。

〔副市長　梅原勤君登壇〕

○副市長（梅原勤君）　先ほど，議案４３号の説明におきまして，７７ページでございますけれども，文末でございます。「議会の議決を求める」を「承認を求める」と間違って申し上げましたので，「議会の議決を求める」と訂正をさせていただきます。申しわけありません。

―――――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告順に発言を許します。８番成井小太郎君の発言を許します。

〔８番　成井小太郎君登壇〕

○８番（成井小太郎君）　８番成井小太郎でございます。議長のお許しをいただきましたので，通告に従い，議案第４６号損害賠償の訴えの提起についての質疑を行います。

まず最初に，これまでの経過，そして，なぜ訴訟をすることに至ったのか，また，訴訟をする前に話し合いの場を持てなかったのかということについて質問いたします。

２点目として，損害賠償額1,８２３万3,２５０円の算出の根拠についてお伺いします。額は，本市の昨年の落札率との差約１０％となっておりますが，比較対象は，談合が行われたとされる当時の落札率との差を比較すべきではないかと考えますが，その辺の算出の根拠についてお伺いいたします。

３点目として，談合責任は，各社おのおのの会社にあると思いますが，損害賠償はそれぞれの相手方とした方が業者としてもわかりやすいのではないかと思われるのですが，なぜ１１社連帯での請求となったのかお伺いいたします。

最後に，これまで刑事罰のほか，指名停止１カ年，さらには昨年９月８日より１２月６日までの９０日間の営業停止など，会社を経営していく上ではこの上ない厳しい罰，そしてまた十分社会的な制裁を受けていると思われるわけですが，その辺いかがなものでしょうか。

以上，４点をお伺いいたします。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　議案第４６号損害賠償の訴えの提起についてのご質疑にお答えいたします。

まず，これまでの経過及び司法の場に訴えることについてでございますけれども，本議案については，旧金砂郷町が，先ほど提案の中の説明でありましたように，平成１５年７月１４日に実施した５本の建設工事の入札において，談合により不当に競争を制限し，公正な価格の形成を妨げたことによるものであり，当該談合がなければ形成されたであろう契約金額と実際の契約金額との差額相当額を損害賠償金として３月３０日に請求いたしましたが，納期限であります４月２６日までに納入されておりません。また，今後の納入の見込みもございません。そうした中で，損害賠償金額の支払いの訴訟を提起するものであり，この中で公正な判断が出るわけですので，相手方にとっても納得できるものとなるものと考えております。

請求相手方との交渉や和解に向けた事前の話し合いについてでございますけれども，これは行っておりませんが，試みた経過はございます。その試みとは，訴訟のほか，裁判所の調停制度を利用し，公正な判断を得るという選択肢もございました。しかし，この調停を利用するには，前もって相手方の意思を確認する必要がありますことから，今回の請求相手方の１人を知っている本市顧問弁護士に，業者側に調停制度を利用して賠償支払いをする意思があるかどうかを聞いて

いただくという試みを行っております。これに対して業者側から賠償支払いの意向が示されれば，調停ということもあり得ました。しかし，これに対する返事がなかったため，今回の損害賠償の提訴となったものでございます。

次に，損害賠償額1,８２３万3,２５０円の算定に当たっては，談合に係る損害賠償検討委員会の中で検討を重ねたところですが，当該談合がなければ形成されたであろう契約金額と実際の契約金額との差額相当額を損害賠償金としております。具体的には，平成１８年４月１日から１２月末までの建設工事のうちの土木工事の平均落札率88.５７％と，談合該当の工事の平均落札率98.６９％との差１０％として算定したものでございます。この算定に当たっては，公正取引委員会資料により，談合事件の損害判例は５％から１５％であるということも参考としております。損害額算定に当たって，入札のあった１５年度の平均落札率を使用しなかった考え方につきましては，本提訴の相手方が指名停止となって入札に参加していない期間である１８年度の落札率を，損害算定の根拠としたものでございます。

次に，連帯請求としたことにつきましては，民法第７１９条に，「数人が共同の不法行為によって他人に損害を与えたときは，各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う」とあります。今回の談合がこれに当たるため，連帯請求としたものでございます。契約相手方ごとにそれぞれの契約金額をもとにした請求という方法もありますが，本市としましては，談合に参加したことを重く受けとめ，連帯請求といたしました。

それから，旧金砂郷町の指名停止，あるいは新市になってからの常陸太田市の指名停止，さらには営業停止，こういうふうな処分も受けておるわけでございますけれども，これらはいずれも行政上の処分でございます。また，罰金は，競売競争入札妨害罪により科せられたものでございます。今回の損害賠償は民事事件として行うものですので，指名停止や罰金，あるいは営業停止といった制裁とは別なものでございます。また，全国的に談合に関する訴訟が提起され，その結果，自治体が損害賠償を請求しないのは違法との判決が出ていることからも，今回の損害賠償は必要なものであります。訴訟することで，公正な判断が示されることと考えております。

以上です。

○議長（高木将君）　８番成井小太郎君。

〔８番　成井小太郎君登壇〕

○８番（成井小太郎君）　答弁をいただきありがとうございました。この件に関しましては，早急な解決を希望しているわけでございます。１点だけ，確認の意味で再質問をいたしたいと思います。

損害賠償の算出の決定についてでございますが，額については，委員会を設けて十分な審査・審議のもと決定されたというただいまの答弁でございますが，これに関して，特定の議員の働きかけによってこの請求額が決められたということはないというふうに理解しておりますが，最後に，この金額決定についての答弁を市長にお願いいたしまして，質問を終わりにしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。市長。

〔市長　大久保太一君登壇〕

○市長（大久保太一君）　ただいまこの損害賠償額につきまして，その決定について確認のご質問がございましたので申し上げますが，この金額決定に当たりましては，先ほど総務部長の方からご回答申し上げましたように，対象となるべき企業の方が参画をしていない時期，平成１８年４月１日から１２月末までの類似の落札率と，その談合にかかわる落札率との差をもって金額を算出いたしました。何人からも要望あるいは圧力によってこれを決めたという経緯は全くございませんので，ご安心をいただきたい。

○議長（高木将君）　次，７番平山晶邦君の発言を許します。

〔７番　平山晶邦君登壇〕

○７番（平山晶邦君）　ただいま議長のお許しをいただきましたので，議案第４６号について質疑をいたしたいというふうに思っております。

前段，同僚の成井議員から，提起に至るまでの交渉経過等の要望がございました。私も，改めてこれは確認する意味なんですけれども，行政処分を受けた，そして刑事罰も受けている，そして，先ほど総務部長からのご答弁があったように，これは民事の訴訟であるということを前提として考えるとき，民事でありますから，我々が通常損害を与えたということ，私が損害を与えられたということであれば，Ａさんに行って，こういう事例で私は損害があったと，それをお認めいただきたいと，そしてＡさんからは，いや，そういうことはなかったんだという何らかの交渉というものは必要でないかなと，それが民事における誠意ある交渉なのではないかと，このように私は考えております。それを，顧問弁護士さんが１社の代表の方に電話をして，そして，そういうことがないからというレベルの話。執行部はだれ１人として，相手に対して説明もしなければ，その請求の内容に対してのアプローチもしない。これは，果たして民事における内容なのであるのかなと，私は疑問に感じております。

でありますから，やはりこの提起に至るまでの交渉経過というものは，民事なんですから，刑事罰と違って，一方的にあなたが悪いという話ではないのでありますから，相手方の状況等に関しても執行部は聞くべきだったと，そしてそれをしんしゃくすべきだったと，私はこのように考えております。それゆえ，提起に至るまでの交渉経過について改めて詳しいご説明を……，だれが,弁護士であればどの弁護士がいつの時点でだれにきちっと言ったかという交渉経過について，改めて質疑をいたします。

そしてまた，当該談合が形成されたであろう契約金額，先ほど成井議員のご質問にあったように，1,８２３万3,２５０円の根拠は，１８年４月から１２月までに，この当該の関係する業者が入っていない入札結果においての差額で決めたというような，質問に対するご返答でありましたが，相手側からすれば，１５年にあった案件というものは，やはり社会情勢の変化とかさまざまな変化があるはずであります。そして，これは民事訴訟でありますから，やはり１５年のある時期とか，そして，それを常陸太田市……。

○議長（高木将君）　平山議員。

○７番（平山晶邦君）　水府，金砂郷，そして里美，そういう中での……。はい，議長，何ですか。

○議長（高木将君）　討論調であるならば……。

○７番（平山晶邦君）　討論ではなくて，内容の確認をさせてください。

○議長（高木将君）　端的にお願いします。

○７番（平山晶邦君）　はい。そういうことであるならば，やはりその根拠となるべきものは１５年の中での結果ということが必要だと私も考えますが，改めてなぜ当該業者を除いた１８年で決めたかというのを，検討結果のもう少し詳しい内容をお知らせ願いたいと思います。

それとあと，請求方法についても，私は考えるんですが，１社が払いたいと思ったときに，1,８２３万3,２５０円ですから，どうすればいいんですか。１社，払いたいと思っている人はどうすればいいのか，これも教えてもらいたい。要するに，１０何社に1,８２３万3,２５０円ですから，私は払いたいんだという気持ちがある人間はどうすればいいのかということを，私は教えていただきたいと思います。

それとあと，損害賠償の遅延損害金でありますが，これは期日が明記されておりません。いつからいつまでの損害賠償の損害金なのか。例えば，入札日から換算していつまでなのかか，それとも契約日から換算していつまでなのか，じゃなかったら，代金を支払った完了日から換算していつまでなのかという，この遅延金の５％の期日はいつからいつまでなのかを教えていただきたいと思います。

それとあと，弁護士事務所に訴訟を委託するということでありますから，それならどこの弁護士事務所に委託するのかということもお尋ねしたいと思います。

それと，あと１つ，弁護士費用に関しては今回の補正予算の中でうたわれておりません。この弁護士費用等に関しては，例えば市の顧問弁護士に委託するということであれば，その顧問弁護士の費用の中でおさまるのかどうか。この弁護士費用に関してどのような措置をなさるのか，これに関してもお伺いいたします。

そしてまた，私は，先ほど調停に関しても１人しか聞かなかったということでありますから，こういうふうな調停の段階はもう過ぎているということで思うんですが，そういうふうな段階の中で，改めて調停の内容に関してもちょっと詳しく考えをお聞かせいただきたいと。

あと，私も調べてみましたが，全国的に，談合の請求というのはさまざまな請求方法がございます。個別に請求している案件もありますし，あと……。

○議長（高木将君）　平山議員。そういったものについては，議案質疑ということを，質を考えていただきたいと思います。

○７番（平山晶邦君）　はい。それで，団体のあれもございますが，その中で，なぜ改めて今回一括にしたのか，これもお伺いしたい。そして，また受注した業者と受注しなかった業者の差異なんかはどのような形で考えているのかということも，詳しいご説明をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　議案第４６号損害賠償の訴えの提起のご質疑にお答え申し上げます。

業者側との交渉につきましては，談合という不法行為による損害賠償であり，民法７０９条で，「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は，これによって生じた損害を賠償する責任を負う」とございます。請求書送付後及び納期を過ぎた後の交渉は，こうした規定から必要ないものと考え，全社に対する交渉は行っておりません。なお，請求書までの交渉につきましては，先ほど成井議員にご答弁申し上げたとおりでございます。

また，１人しか聞かなかった，いつ，だれかということでございますけれども，平成１９年１月下旬に，先ほど申し上げました本市顧問弁護士が，ある会社の社長に伺ったということでございます。

それから，連帯請求とした理由等についてのご質問がございました。これにつきましても，成井議員にご答弁申し上げましたとおりでございますけれども，民法第７１９条，共同不法行為の責任の規定に基づきまして，連帯請求としたものでございます。訴えの相手方である業者間の問題，あるいは本請求に対する対応等については，考慮する必要がないと判断したところでございます。

それから，答弁が前後するかもしれませんのでお許しいただきたいと思います。遅延金はいつからかというご質問でございますが，これにつきましては，契約日から今日まで，納入までの遅延金を支払っていただくという考えでございます。

それから，どこの弁護士事務所に委託するのかということでございますが，本議案が議決された後，正式委託になるわけでございます。今の段階で具体的な名称は申し上げられませんので，お許しをいただきたいと存じます。

弁護士費用につきましては，弁護関係の準備等もございますので，予備費から充当をさせていただく考えでございます。

それから，調停の内容でございますが，先ほど成井議員のご質問に申し上げました調停につきましては，損害賠償の提訴前の調停の方法をご説明申し上げました。今回，本提訴となりますれば，これらの調停，あるいは和解等については，裁判所が判断するものと考えております。したがいまして，今日までの調停につきましては，先ほどのご質問にお答えしたとおりでございますが，今後，どのような調停，あるいは和解，あるいは本裁判になるのか，これらについては，これもご答弁はできないという状況でございます。

それから，最後に，なぜ一括にしたのか，受注した人としなかった人の差はどう考えたのかということについてでございます。これにつきましても何回かご答弁申し上げているように，今回は談合に参加をしたというようなことで，連帯請求とさせていただきました。そういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（高木将君）　７番平山晶邦君。

〔７番　平山晶邦君登壇〕

○議長（高木将君）　２回目の質疑の前に，発言者に申し上げます。４６号議案につきましては，ほかに３名の方の質疑者が残っておりますが，あわせて申し上げます。議案質疑という性質上，私見を交えず質疑をしていただきたい。さらに，前任者の質疑事項に重複しないような質疑を心がけていただきたい。それをお願い申し上げます。

○７番（平山晶邦君）　はい，わかりました。

○議長（高木将君）　発言を認めます。

○７番（平山晶邦君）　２点ほどお伺いいたします。この訴訟に至るまでには，全国の同じような談合の行政からの請求というふうなものはご検討なされたのかどうか。

そして，あと１点は，常北土建さんについて訴訟を行う金額，要するに，破産法だけれども常北土建さんにも損害賠償を求めるんだというふうなことでありますから，それは，1,８２３万3,２５０円以外に破産法に基づく請求をするのかどうか，これに関して，この２点お伺いいたします。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　２回目のご質疑にお答え申し上げます。

まず，全国の例ということでございますが，この請求につきましては，連帯で行うと，各社に行うという方法と，それから指名を受け，入札，契約をした業者だけに行う，そういうふうなことが例でございまして，当市としましては，先ほど申し上げましたように，全社が談合に加担をしたということを重く受けとめまして，連帯での請求とさせていただいたわけでございます。全国の例としましては，その両方の例があるということでございます。

それから，常北土建に対して破産手続を現在行っているところだけれども，1,８００万以外に請求をするのかということでございますが，これにつきましてはあくまでも，破産手続の関係が終了しましたら，この1,８００万円の範囲内というんですか，同じ事件として損害賠償を請求するということになります。ただ，手続を別に行わなければならないということでございます。

それから，先ほど第１回目のご質疑の中で，私の答弁漏れがございました。お許しをいただきたいと思いますが，１社が支払う意向を示したときにどうすればよいのかというご質問もございました。この場合には，１社が全額を支払うということであれば，この損害賠償の請求というのはそれで終了ということになるわけでございます。ただ，例えばこのうち一部だよということであるとすれば，それは損害賠償額に達していないわけでございますので，そういう意向を示されても，それはそのまま受けるわけにはいかないということでございます。また，１社が全額を支払うという意向が示されたときはというご質問だと思いますけれども，その場合には，その意向を示した会社の方に，私どもが具体的な請求書，納入通知書ですね，これを送付して納めていただくと，そのような考えでおります。

以上でございます。

○議長（高木将君）　７番平山晶邦君。

〔７番　平山晶邦君登壇〕

○７番（平山晶邦君）　３回目でございますから最後でございますが，この支払い方法に関しては，要するに集まって，談合というか，話し合って，そして支払えというような，訴訟を起こされている被告は集まって相談をして，そして一本化して払いなさいよということであれば，何かちょっと割り切れない。やはり個別にきちっと割った中で，民事裁判なわけでありますから，相手方の支払いたい方法等に関しても，民事ですから，そういうことをきちっと考えて，相手が損害賠償を出しやすいというような経過も，私は行政の方で必要だったのではないかということを申し上げて，終了します。

○議長（高木将君）　次，２２番立原正一君の発言を許します。

〔２２番　立原正一君登壇〕

○２２番（立原正一君）　２２番立原正一でございます。同僚２議員の方からいろいろ話が出ていますが，先ほど副市長が１６件の提案をご説明いただきましたが，私はその中で４６号の談合による損害賠償の訴えの提起についての質疑をしたいと思っております。いろいろと話が出ておりますので，私の頭の中を整理するのが精いっぱいというようなことが現状でございますが，私なりに質疑の中で調整しておりますものですから，ご理解を賜りまして，ご答弁いただければと考えておりまして，質疑をしたいと思っております。

本件につきましては，私どもは５月２１日に全員協議会の席で，市長より，少数の中で和解をしたいという事業者もあるが，行政としては一括しまして司法の場に出ていただきながら裁定をしていきたいというお話があり，そして，６月議会に議案の中で提議をするからお願いしたいというご報告がありまして，何らその内容については説明がなく，今日現在，どういう内容だったかもわかっていないのが実情であります。

私は，そこで１つ目といたしまして，まず積算の根拠というもの，それから和解に応じているにもかかわらずという件，さらには行政上の責任はとらなくてよいのかと，この３つについて伺うわけでございます。

最初の算出についての根拠といいますのは，私どもに提案されました議案書の中では全くわかりません。触れておりませんから。私どもが数字を出して言っているのは，新聞紙上の中で，それを参考に求めておりまして，説明を聞きながら質疑をしているわけでございますが，私は，この根拠につきましてもいささか疑問を持っております。

それから，先ほども同僚議員の平山議員のほうから，１人でも払いたいという人に対してそれはどうするんだと。これは当たり前のことでありますから。少なくとも最終司法の場に出すということは，理解を最後まで拒むという人がそちらのほうに出向くものかというふうに理解していたわけですけれども，今回の大久保市長のとった策につきましては，善意の中でやっていただくということでございますので,それは,理解しろと言えば理解できなくはないわけですけれども，非常に残酷かなと考えております。

それにつきましては答弁は結構でございますが，３つ目の，私のほうでお願いしたいのは，まず，行政の責任はとらなくてよいかということです。これにつきましては，冒頭でも申し上げま

したように，平成１５年７月１４日，これは説明がありましたが，この入札時に農業集落排水統合補助事業に関する建設工事の中で談合があったというようなことが言われて，今日に至っているわけであります。その中でお伺いしたいわけでございますが，常陸太田市といたしまして，この訴訟に持ち込むまでに，談合ということについては，行政の責任者として常陸太田市が認めたのか，この件をお伺いしたい。

それから，根拠でございますが，私は，根拠は，金砂郷の５件の契約平均値を上限としまして，下限には市の１０３件の平均というようなことで，１０％何がしという数字を出しております。私は，これは金砂郷の財政運営の中で行われた事業でございますから，あくまでも，市の平均を使うよりは，金砂郷の１６年度の予算実算がありますけれども，そういう契約の中での同じ事業の数字を使うべきだろうと考えまして，その２つをまず質疑をしたいと思っております。

１回目の質疑を終わります。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　議案第４６号損害賠償の訴えの提起のご質疑にお答え申し上げます。

まず，算出根拠でございますけれども，この損害賠償額につきまして，1,８２３万3,２５０円と算出させていただきました。これは，先ほど来ご答弁申し上げているように，談合に係る損害賠償検討委員会の中で検討を重ねたところでございます。なお，算出基礎としました平成１８年度につきましては，これもご答弁申し上げているように，１８年度につきましては，これらの各社の方は指名停止という期間でございましたので，これらの方が加わった工事の落札率とはなっておりません。やはり平成１６年度，あるいは１５年度等を使いますと，そういう落札率がカウントされる，参考にされるということもございますので，平成１８年４月から１２月までの建設工事のうちの土木工事の平均落札率を算定根拠としたものでございます。

それから，２点目の，行政の責任でございますけれども，金砂郷町における指名停止，あるいは県等の営業停止，それから常陸太田市における指名停止，これらはいずれも行政上の処分でございます。また，罰金は妨害罪により科されたものでございます。そういうふうなことから，今回のこの談合に関する訴訟ということは，これらの制裁とは別なものでございます。そういう考えでおります。

また，旧金砂郷町は，談合情報に対して業者の聞き取り調査や県警，公正取引委員会への情報提供も果たしておりまして，行政としての責任はないものと考えております。

以上です。

○議長（高木将君）　２２番立原正一君。

〔２２番　立原正一君登壇〕

○２２番（立原正一君）　２回目の質疑をいたします。ただいま第１点，算出の根拠でございますが，それは先ほど来から説明しているとおりだということでございますが，私といたしましては，金砂郷の事業でありますので，金砂郷の談合当時の平均値から当市，太田ですね，当市と言っているわけですから，それの１０３件の平均値を差し引いたものがそれに匹敵したというふう

なことの説明でございますから，私の質疑の内容はそうじゃないんです。金砂郷であれば，当然，その中で談合にかかわった業者は，既に次年度にはやっていないということでございますが，だとすれば，太田市の工事施行基準的な平均値を利用するというようなことも，それに当てはまると思うんですよ。その辺で，金砂郷は金砂郷の数字を使ってやったらどうなんだという質疑の内容だったと思います。

その辺を再度お願いしたいわけですが，そこで，常陸太田市の１０３件の平均落札率が８８．５７％という数字が新聞報道でわかったわけですよ。その内容を見てみますと，私ども，その工事内容につきまして今まで見ておりますが，この問題は，農業集落排水事業にかかわる工事なんですよ。太田市の土木工事の平均落札的な面を対応することに，これは正しいのか，適正なのかということですね。そういうところを疑問を持ちながら，次の４つの項目を質疑したいと思っております。

まず１点は……。

○議長（高木将君）　立原議員。要点を端的に。

○２２番（立原正一君）　ですから私がやっているでしょう。

○議長（高木将君）　議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっていますので，その辺はご理解ください。

○２２番（立原正一君）　それで，まず１点でございますが，常陸太田市の土木工事１０３件の平均落札率を対応したのは何かということですね。また，土木工事の内容はどのようなものか。このものですよ。あくまで１０３件の中での内容について伺っているわけでございます。工事の内容はどのようなものか。１０３件の落札率の分析，配列ですね。ミニマムからマキシマムを見たときの配列はどうなっているか，その形態をちょっと教えていただきたい。そして，そこの平均値は８８．５７と言っていますから，じゃあ，その中でマックス値の最大値が幾らで，それからミニマム値の最小値は何％になっているか，その点を。

２つ目でございます。金砂郷町の財産運営でございますので，１６年度の同工事費の落札率を比較しているのか，比較できるのか，そういう数字があるのか。そして，あえてその数字を使わなかったという理由は何か。

３つ目でございます。常陸太田市の農業集落排水事業工事の落札率は，土木工事費と相違しているはずであります。これは，太田市ばかりじゃないと思いますが，それで，当市の農業集落排水事業の工事の平均落札率はどのようになっているかお伺いします。

４つ目でございます。常陸太田市は，今まで私も合併後の予算，さらに決算を見てみますと，１市１町２村等の単価そのものが若干違いがあるようでございます。したがいまして，今回，太田市のとった根拠なんですが，先ほど来話していますが，太田市の値を使っていても，これは正しいというふうに認めるのか。その４つをこの件でお伺いしたいと思っております。

それから，行政上の注意でございます。この件でいろいろご説明いただきました。それに対しては理解できることはできますが，私は，今回の案件から，行政責任からの動向については全くわからないと先ほど申しましたが，合併は，編入合併方式として１６年１２月１日であったと承

知しております。そこで伺います。ここのところで６つお伺いしたいと思います。

１つは，常陸太田市は合併時点ではこの件について知っていたのか。

２つ目としまして，いつこれを知ったんですかということですね。

それで３つ目は，知った時点で，大久保市長はどのような行動を関係部署に提示したか。

４つ目，結果が，常陸太田市長として談合とこれを確認できたのか，太田市長としまして認めたのか。

５つ目でございます。談合と認めた理由は何を基準としたか。

６つ目でございます。今回の談合に関係した事業者との話し合いというのは，先ほども出ておりましたけれども，市長のほかだれがどのような経過にあったのか，その辺をまとめてお伺いしたい。

以上，２回目の質疑を終わります。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　２回目のご質疑にお答え申し上げます。

算定について，詳細な，細かなご質問がございましたけれども，まことに申しわけありませんけれども，１０３件の詳細内容等については手元にございませんので，お許しをいただければと考えております。

行政の責任に関してでございますが，市は知っていたか，いつ知ったか，知った後どうしたかと，談合と認めたのか等々についてのご質問がございました。これにつきましては，談合の裁判の結果の報道がございました。それによって正式に談合と，市としても認めざるを得ないというような状況になったわけでございまして，当時の金砂郷町においても，談合ということではなく，不誠実な行為があったということでの行政処分ということでございます。従いまして，談合と認定した，あるいはいつ知ったのか等につきましては，刑事事件における罰金刑等の判決がなされたときということで，ご了承いただきたいと存じます。

以上です。

○議長（高木将君）　２２番立原正一君。

〔２２番　立原正一君登壇〕

○２２番（立原正一君）　３回目の質疑をいたします。なかなか期待する答弁が出てきませんが，ただいま数字がわからなかったことにつきましては，時間はあるわけでございますから，後日提示をしていただきたい。それを議長お願いします。よろしいですか。

それでは，３回目の質疑をしたいと思っております。ただいまいろいろ説明をいただきましたが，大久保市長は，報道記事といたしまして，事業者に対しまして賠償額１,８００万を請求したときは，「黙っていたのでは行政としての責任が果たせない，そして市民の理解も得られないと判断した。速やかに返還をしていただきたい」と，そういうことをお話ししております。それから，４月２８日の報道によりますと，「最終的には訴訟という方針は変わりはない。その前に弁護士を通じて業者に接触し，話し合うことになるだろう。ただ訴訟の準備は進めていく。訴訟には議会

の議決が必要だが,今すぐにということではない」と話されておりますことが載っておりました。そういうことでありまして，私もこれについては同意見でございます。

そこで，訴訟には議会の議決が必要だが，今すぐにということではないとの言葉に，私は非常に市長自身の人間性といいますか,重みを思ったわけでございます。そういうことを考えますと，私は，訴訟には不変はないということを言っておりますから，その件に関しまして，私は時間をかけてこの問題をよく議員さんが……。金砂郷の議員さんたちは知っているかもしれません。私どもは具体的に何らわからないわけですよ。ただ新聞報道だけでございますから，そういう内容でこれがあったというのはわかりますが，しかし，こういう問題を，私たちは市会議員でありまして，執行部のチェックも任されているわけです。そういうところを考えますと，やっぱり裁定のところに臨む場合には，内容を詳しく承知していなければ裁定の場には臨めないというふうに私は考えておりまして，最後になりますが，私は司法の裁定は，罰則等が住民感情的に何らかのしこりは残るというふうなこと，残り，これは消しても消えないんですね。そういうところを申し上げまして，あえて私はそう言ったから，立原さんは脱法行為をしろと言っているんだろうと言われますが,私は,今回のこの事件に関しましてはペナルティーは必要だと思います。しかし，ペナルティーをやる場合に，あくまでも相手が同僚の住民であります。そういうところも考えまして，少し時間をかけて議会で議論しながら，裁定の場に持ち込んだ方がいいだろうというふうに申し上げまして，私の質疑を終わります。

○議長（高木将君）　次，２０番小林英機君の発言を許します。

〔２０番　小林英機君登壇〕

○２０番（小林英機君）　２０番小林英機でございます。発言通告に基づきまして，議案第４６号損害賠償の提起について３点ほど質疑をいたします。

１点目，議案第４６号は，損害賠償の訴えを提起したいので，地方自治法９６条１項第１２号の規定により議会の議決を求めるとあります。９６条は，議会の権限として，しかも制限列挙という形で，議会の権限は９６条に規定するものだという形で規定されております。行政の立場として訴えを提起する場合,議会の同意を必要とした理由はどのようにお考えかお尋ねいたします。

２点目として，被告となるべき者の中には，この連帯債務の支払い義務を認めている者がいると聞いておりますが，事実かどうかお尋ねいたします。連帯債務における各債務者の債務は，全部の給付を内容とし，債務者のうちだれか１人の給付があれば，全部の債務が消滅するという関係にあります。この支払い義務を認めている者も支払えないため，訴訟を提起することになるのかどうかお尋ねいたします。

３点目として,被告となるべき者に一律に1,８２３万3,２５０円を請求していることであります。本件は，共同不法行為による連帯債務ですが，責任である非難可能性は各自において異なるわけであります。談合を主導した者，受注して利益を得た者，談合を摘発した者，その他それぞれ非難可能性は異なると思います。また，連帯債務の額は同一でなくてもよいというのが学説・判例でございます。談合に参加したことを重く受けとめ連帯請求したでは，答えにならないと思います。一律に1,８２３万3,２５０円を請求した意味についてお尋ねいたします。

以上で第１回の質問を終わります。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　議案第４６号損害賠償の訴えの提起についてのご質疑にお答え申し上げます。地方自治法第９６条第１項第１２号の趣旨につきましては，損害賠償の訴えの提起には住民の代表たる議会の議決が必要との規定と受けとめております。本市としましては，損害の賠償を求めるための訴訟でございますけれども，裁判の中で公正な判断を仰ぐということにもなり，相手方にとっても納得できるものと考えております。

訴訟の必要性につきましては，１１社のうち１社でも損害賠償額全額を支払えば，訴訟の必要はないことは，先ほどお答え申し上げたとおりでございます。損害賠償額の一部なら支払いに応じるという業者はいましたけれども，全額を支払うという業者はおりませんでしたし，結果として現在まで全く納入がありませんでした。そのため，訴訟を行うものでございます。

また，各社の負担割合についてでございますけれども，今回は談合をした業者が連帯して支払うよう請求したものでございまして，各社の負担割合につきましては，それぞれ業者間で決めていただくことになります。

以上でございます。

○議長（高木将君）　２０番小林英機君。

〔２０番　小林英機君登壇〕

○２０番（小林英機君）　２回目の質問をいたします。１１社の会社は，罰金４０万円から５０万円の略式命令を受け，さらに１年間の指名停止処分を受けております。社会的制裁を十分受けていると思いますけれども，さらに指名停止期間が終了しても，指名競争入札において指名が後順になると聞いております。最後にその説明をお願いいたします。

○議長（高木将君）　それは，今回の議題外のことになりますので。

○２０番（小林英機君）　そうですか。

○議長（高木将君）　はい。

○２０番（小林英機君）　じゃあ，訂正します。

今回の訴えの提起に対する同意は，上訴を含めた包括的同意でないと思いますが，その点を確認したいと思います。

以上です。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　２回目のご質疑にお答え申し上げます。

今回の議案につきましては，上告等を含むのかというご質問でございますけれども，それは含まないということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高木将君）　次，２６番宇野隆子君の発言を許します。

〔２６番　宇野隆子君登壇〕

○２６番（宇野隆子君）　日本共産党の宇野隆子です。私は，議案第４５号常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約について，議案第４６号損害賠償の訴えの提起について，この２件について質疑を行います。

議案第４５号の舞台照明設備工事の請負契約についてですけれども，この契約方法が指名競争入札による契約ということで,何社指名をされたのかということで書取書を見てみましたところ，６社指名をかけております。結果的に５月２２日の入札執行日に参加したのは，そのうちの２分の１の３社であったと。あとの３社は，それぞれ辞退の日にちは違いますけれども，参加しなかったということですけれども，やはり指名競争入札の場合に，公正公平なきちんとした競争がされるべきであって，こういう辞退もあり得るということも考えれば，もう少し指名者数をふやすべきではなかったかと。舞台照明工事そのものは特殊性もあるので，限られた中でということもあるかもしれませんけれども，このあたりで，そういうことも含めて，指名についてどのように選定方法を考えられたのか伺いたいと思います。

予定価格が１億9,３４９万ということで，今回１億8,９００万円と。これは消費税が加わっていますので，落札が１億8,０００万ということで，落札率93.０３％ということで，これが高いか低いかということで言えば，そう低い落札率ではなかったわけですけれども，もう少し競争性のある入札を検討すべきではなかったかと思いますが，伺いたいと思います。

次に，議案第４６号損害賠償の訴えの提起について質疑をいたします。私の前に４名の同僚議員がこの件について経過を初め質疑されておりますので，私自身も，この問題が浮上してから調査もしておりますので，経過内容についてはわかっているつもりです。本来なら，公正公平にきちんとした競争が行われるべきところを，指名競争入札の中で，今回，平成１５年７月１４日の入札において取り上げられておりますけれども，新聞等でも報道されましたけれども，相当長期にわたって談合が行われてきたと。これは大きな問題で，また大変残念なことです。

談合で，高い落札率で入札が行われた。これは，住民の大切な税金が，不当にも企業の利益になっていたということであります。当然，損害賠償は求めるべきであり，該当業者においては，速やかに損害賠償金に応じるという企業としての社会的責任，信頼性の回復，こうしたことをきちんと果たすと，企業としての襟を正すと，私は今これが本当に大事なことだと思います。そうしてこそ，やはり今後の公共事業についても，これら，今，原告となるべき企業の名前が１１社挙げられておりますけれども，こうしたところでも公共事業に責任を持って仕事ができるのではないかと思います。

この中で私が伺いたいのは，例えば今後，この調停の中で和解が求められたときに，この金額をもっと下げてほしいというような話も出たときに，どのような態度でそれを受けるのかと，これについてお伺いしたいと思うんです。私は，長い間の……，当初新聞でも賠償額は3,８００万等々出たときもありましたので，この1,８２３万3,２５０円という請求額が出たときに，大分低いなと，本当にぎりぎりのところでの賠償を求めているんだなということで，本当は談合というのはもちろんやってはいけないことでありまして，当然なら，これまでさかのぼった補償額を請

求すべきところを，こういうところで落ち着いたんだろうというふうに思っているわけですが，そもそもこれも，談合された中に入っております一企業が内部告発したと。それによって明白になったということですね。表面化したと。

ですから，これまでに受けた行政の損害というのは，私は大きいと思います。そういう意味では，先ほど言いましたけれども，調停の中での和解を求められたときに，やはりこの金額は一歩も引けるものでもないし，きちんと請求どおり納めてもらうという態度で臨んでいただきたいと思いますが，こういう場合が想定されたときにどのように臨むのか伺いたいと思います。

それから，もう１点は，これは関連してですけれども，指名停止が５月何日かだったと思いますけれども……。

○議長（高木将君）　発言中でありますので，静かに願います。

○２６番（宇野隆子君）　切れたということで，新たに指名を受ける条件はできたわけですけれども，訴訟をしているときに，やはりまず社会的責任を果たさない中で入札に参加するのはどうかというふうに私は考えるわけですけれども，こういう部分についても執行部としてはどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　議案第４５号及び議案第４６号のご質疑にお答えいたします。

まず，議案第４５号常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約についてでございますけれども，指名業者の選定は，市民交流センターの大ホールと多目的ホールの工事期間が最大６月１日から９月３０日までの間であり，発注時期の関係から，工期が１００日間と限られていること，また，舞台照明設備工事は特殊なものであることから，対応力のある全国規模の専門業者で,なおかつ実績もあり,登録をしている全社であります６社を指名したものでございます。

次に，議案第４６号損害賠償の訴えの提起についてにお答えいたします。

１点目の，調停により和解金が示された場合の対応でございますけれども，現時点ではまだ訴訟まで至っておりませんし，そのような議決も得ていないということで，訴訟までの段階に至っておりません。したがいまして，その先のことについてのご答弁は差し控えたいと思いますけれども，もしそのような場合が生じた場合には，その段階で十分検討してまいりたいと考えております。

次の，今回，損害賠償の相手方とした１１社の工事指名については，１２カ月の指名停止が５月１日及び５月２９日で終了しておりますので，今後，指名しないということにはなりません。なお，指名選定に当たっては，建設工事等の審査委員会で行うこととなっております。

以上です。

○議長（高木将君）　２６番宇野隆子君。

〔２６番　宇野隆子君登壇〕

○２６番（宇野隆子君）　２回目の質疑なんですけれども，先ほど，これは議案ですから，まだ

訴訟に入っているわけではありませんけれども，ですから，そういうことで，執行部としては行う姿勢でいるわけですね。その中で，例えば和解というようなことも出てきたときの金額なんですよね。この金額も，1,８００何がしというのは，補償としては，賠償責任の額としては，本当にぎりぎり最低の額だと思いますよね。そういう中では,やっぱりきちんとこの額で請求すると，そういう姿勢をぜひ示してほしいわけです。そのときになって，そのときの状況によって検討していくということでは，私は，今後これを提起してどういう姿勢で臨むのかといったときに，そのときの状況によってではとても納得いきませんので，この額できちんと談合の責任をとってもらうと，果たしてもらうと，そういう姿勢で臨まれるのかどうか，再度伺いたいと思います。

○議長（高木将君）　答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○総務部長（川又善行君）　議案第４６号に係る第２回目のご質疑にお答え申し上げます。

先ほどご答弁申し上げましたように，調停により和解金が示された場合というのは，あくまでも前提ということでのお答えを申し上げました。ちょっと誤解があったようでまことに申しわけありません。私どもは，今回，損害賠償として1,８００何がしかというものを請求するということで臨んでおります。現時点では，この額の損害賠償を提起するという考え方に変わりはございません。

ただ，今後の話の中で，裁判官による調停等のことが起こった場合には，それが幾らになるのか,1,８００万という金額で最後まで押し通せるのかどうか等については不明でございますので，その段階で検討させていただきたいということで，そういう趣旨でご答弁を申し上げました。

なお，和解という段階になりましたら，これも議決案件でございますので，また議員の皆様方にはご提案を申し上げると，そういう手続になります。以上でございますので，どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高木将君）　以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第４１号から議案第４６号まで６件については，お手元に配付してあります議案等委員会付託表のとおり，それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の議事は……。

総務部長。

〔総務部長　川又善行君登壇〕

○議長（高木将君）　総務部長から，答弁の訂正の申し入れがありましたので，発言を許可いたします。

○総務部長（川又善行君）　まことに申しわけありません。議案第４６号関係で，平山議員への延滞金の算出の基準日のご質問について，間違い答弁がございましたので，おわびして訂正させていただきます。と申しますのは，この算出の基準日は契約日からと私はご答弁申し上げましたけれども，工事代金の支払い日からということが正しい答えでございましたので，訂正をさせていただきます。おわびします。

―――――――――――――――――――――――

○議長（高木将君）　以上で，本日の議事は議了いたしました。

次回は，６月１１日，定刻より本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。

午後０時２８分散会